4　前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式割賦販売に係る繰延費用は、その計算しようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、貸付金及び未収入金については貸倒引当金を、有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却引当金を控除した額。以下この項及び第百二十四条第四項において同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（収益の額等の計算）

第二十三条　［略］

2・3　［略］

4　法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計算するものとする。

一～五　［略］

［削る］

六～十七　［略］

十八　前払式割賦販売に係る繰延費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）

［削る］

［削る］

十九　［略］

5　法第二十条の二第二項に規定する流動負債の合計額は、次の各号に掲げる負債を合計して計算するものとする。

一～五　［略］

六　前払式割賦販売に係る前受金（一年以内に取り崩されると見込まれるものに限る。）

七～十　［略］

6　第四項又は前項に規定する資産又は負債の額は、計算日における帳簿価額（第四項第三号、第四号、第十四号及び第十六号に掲げる資産については貸倒引当金を控除した額。以下この項において同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつては、その帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつては、その帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

第二章　ローン提携販売

（ローン提携販売条件の表示の方法）

第二十七条　法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

［新設］

（収益の額等の計算）

第二十三条　［略］

2・3　［略］

4　法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計算するものとする。

一～五　［略］

六　投資有価証券（第十五条第一号及び第二号に掲げるもの（同条第一号に掲げるものにあつては金融商品取引法第二条第一項第三号に規定する債券に限る。）並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券に限る。）

七～十八　［略］

十九　前払式割賦販売に係る繰延費用

二十　法第十六条第一項及び第十八条第一項並びに第二十二条第一項の規定により供託された営業保証金

二十一　法第十八条の三第一項及び第二十二条第二項の規定により前受金保全措置として供託された前受業務保証金

二十二　［略］

5　法第二十条の二第二項に規定する流動負債の合計額は、次の各号に掲げる負債を合計して計算するものとする。

一～五　［略］

六　前受金

七～十　［略］

6　第四項又は前項に規定する資産又は負債の額は、その計算をしようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（第四項第三号、第四号、第十五号及び第十七号に掲げる資産については貸倒引当金を控除した額。以下同じ。）により計算するものとする。ただし、資産にあつては、その帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつては、その帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下回るときは、その評価した額により計算するものとする。

第二章　ローン提携販売

（ローン提携販売条件の表示の方法）

第二十七条　法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格